

第7号様式 (規程別表第1 第2項第2号ニ関係)



出張報告書

令和 7 年 9 月 22 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団

代表者氏名 川崎 敏美

出張者氏名 松澤千鶴 小村 潤

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 7 年 8 月 23 日から令和 年 月 日まで

2 結果の概要

用務先 名古屋	報告事項 (この欄には要点を簡条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 第16回生活保護問題議員研修会 2 地域から変える生活保護をあたりまえの権利に 3 4 5
添付書類 ☒ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 7 年 8 月 8 日届け出た額 (28,540 円) と同一額である。
☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

旅 費 明 細 書

会派名	日本共産党議員団	氏名	小村 潤 松澤 千鶴
-----	----------	----	---------------

単位:円

日付	発	着	交通手段	運賃	急行料金等	備考
8月23日	尼崎	名古屋	JR	3,410	3,470	新幹線
	名古屋	金城ふ頭	あおなみ	360		
	金城ふ頭	名古屋	あおなみ	360		
	名古屋	尼崎	JR	3,410	3,260	新幹線
交通費計				7,540	6,730	14,270

日付	宿泊地	宿泊費	宿泊手当	包括宿泊費	備考
宿泊費等計					
旅費合計					14,270

② 14,270 × 2 = 28,540 -

第16回 生活保護問題議員研修会の報告

2025年9月8日

日本共産党議員団

小村 潤

小村 潤

下記の日程で研修会に参加しましたのでご報告いたします。

日程：2025年8月23日（土）

研修名：「第16回 生活保護問題議員研修会

―地域から変える・生活保護を当たり前の権利に―

主催者：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

研修会場：ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階

【研修内容】

記念講演1：桜井啓太さん（立命館大学・生活保護情報グループ）

「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」

生活保護制度は法定受託事務としてその実施運用には画一性が求められる。しかし実際の運用は実施機関（自治体、福祉事務所）に裁量が委ねられていることもあり、実態として運用の自治体間格差がある。運用に関する基本的なデータの多くは公開されていないが、生活保護情報グループはこれらの情報を可視化することによって、よりオープンな議論をおこなうことを目指す。議論をおこなう場合は、国会、地方議会、行政内部、市民団体、SNS などさまざま。生活保護行政においては、争訟等を通じた「点」から「面」へと展開していく運動は非常に重要。それらの運動に合わせ、自治体間格差の可視化により、「面」から「点」へと向かっていくアクションをより活性化していく。

基調報告：吉永純さん（花園大学社会福祉学部）

「保護基準の引上げと生活保護の最大活用で住民の生活を守る～生活保護の最新情勢から」

低い賃金や年金、物価高騰で市民生活は厳しさを増している。もともと困窮している世帯への影響は深刻。困窮子育て世帯の生活状況の悪化、また異常な暑さの中エアコン設置無し、不使用による救急搬送が目立つ。生活保護費引き下げ四重苦で利用者の暮らしが追い詰められ、生活苦を原因とした利用者の自殺者数も増加。その中で、いのちのとりで裁判、最高裁判決は「保護費引き下げ判断過程と手続きに関して、物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門性知見との整合性を欠き、過誤、欠落があった」と基本的論点の間違いを問題としたことが大きな意義をもつ。また、難民、外国人住民に対する生活保護・国保バッシングについては、現実には外国人への優遇はなく国保に関してはむしろ財政に貢献している。ファクトチェックをおこない、正しい情報を拡げる、また論戦で市民の生存権を守るた

めに地方議員の議会活動に期待する。

報告 1：田川英信さん

「自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること」

水際作戦など、制度の違法・不適切な運用の背景には、研修体制の不備・不足、職員の質が保てない、人事異動サイクルが短い、人員不足、監査の方向性が「漏給（人権侵害）防止」ではなく「溢給（不定受給）防止」に傾向している等、「福祉事務所の脆弱性」がある。各段階を細かく地方議員が論戦でチェックし制度運用の改善を求めること、また国への意見書を地方議会で上げていく。

報告 2：太田伸二さん

「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる」

記念講演 2：岩永理恵さん

「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」

報告 3：小久保哲郎さん

「いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告」

取り組みの交流：片山薫さん

「小金井市議会での『生活保護基準上げろ』意見書採択の経緯について」

【研修を終えて】

桜井氏の記念講演で、「自身はケースワーカーを7年やっていたが実は7年も所属しているのはベテランの域になる」とお聞きし、ケースワーカーの配属期間がとても短く、若手職員が数年で入れ代わり立ち代わりになっているのだという事を知り、あらためて驚いた。

生活保護に対するバッシングや最近のデマ拡散によって、スティグマやマイナスイメージが市民にひろがる中、正しい制度運用を自治体がおこなうためには生活困窮者に直に向き合う職員の質と量の確保はとても重要である。生活保護制度は文字通り、市民の命と暮らしのとりでであり、市民生活の土台となるもので、その基準が引き下げられることは当然、市民全体の生活水準を低めることとなる。

本市の状況を知ることはもちろん、自治体間の制度運用の違い、格差についてもよく研究し、追求することが重要だと知った。またいのちのとりで最高裁判決で生活保護費引き下げが違法と認められたが国の反省がみられない。市民運動と共同し、地方議会活動で市民の命と生活の権利を求めていきたいと感じた。

以上

2025 年 9 月 22 日
日本共産党議員団
松澤 千鶴

第 16 回生活保護問題議員研修会「地域から変える生活保護をあたりまえの権利に」
8 月 23 日(土) 10:00~16:40 ポートメッセなごや・コンベンションセンター

上記の研修に参加しましたので、報告します。
研修内容は別紙のとおりです。私にとって特に参考となった、いくつかの講演・報告について報告します。

1 データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響

2023 年 11 月発覚した群馬県桐生市の数々の違法・不適切運用を例に、生活保護の運用に関する基本的なデータの可視化が重要だと指摘された。

- ・群馬県内保護率で過去 10 年の間に半減している二つの自治体の一つ
- ・保護申請から開始までの期間：開始率が、全国で最低
- ・警察 OB を多数配置し、相談・面接に同席 etc

★このような行政運用は桐生市だけなのか？

法定期限内処理、通院移送費の支給、扶養紹介率、自動車保有容認など、保護課の説明を聞けばなるほどと捉えてしまうこともあるが、一方で県下あるいは全国のデータと比較してみると、その自治体の問題として見えてくることがある。

この点がとても重要と感じた。データとしては、厚生労働省や都道府県の「生活保護法施行事務監査資料」に多様な材料が載っており、今後参考としたい。

2 保護基準の引上げと生活保護の最大活用で住民のくらしを守る

2025 年 6 月 27 日 最高裁は、「いのちの砦」裁判と称されている 2013 年からの生活保護基準の引き下げに対する訴訟に対し、違法性を認め、引き下げ処分の取り消しを命じた。

本裁判勝利の意義は、生活保護基準とは何をものさしにして決められるものかという根本的な見直しを国に対し求める根拠となる。それは、保護利用者だけでなく就学援助や国保一部負担金の減免、住民税課税最低限など少なくとも 47 制度の社会保障制度の物差しにもなっており、ナショナルミニマムである。

★物価高騰の下、生活保護利用者は扶助費で生活維持できない、いのち守るためにエアコン利用をと言われても電気代が心配で利用を控えるしかない。保護利用者に限らず、大半の市民が物価高騰に苦しめられている。

今、まさに憲法 25 条に謳われている「人間らしい最低限度の生活を営む権利」の保障が問われていると、強く印象に残った。

3 ナショナルミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

非常に学術的で、一度受講しただけでは理解できなかった。「生活保護法第 3 条この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」。これを研究されているので、この研修を機会に、出版物など学習を進めたい。

以上

地域から変える
生活保護を
あたりまえの
権利に

2025年8月23日(土) 午前10時～午後4時40分

場所：ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階(コンベンションホール A)
名古屋駅からあおなみ線で「金城ふ頭駅」(24分)・徒歩4分 <https://portmesse.com/access/traffic>

研修会タイムテーブル

※研修会のより詳しい内容は、こちらの URL 又は QR コードから HP をご確認ください。

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-518.html>



10:00 11:30 12:30 13:30 14:00 14:30 14:40 15:40 16:00 16:30 16:40 17:00 18:00

記念 講演 1	基調 報告	昼 食	報告 1	報告 2	休 憩	記念 講演 2	報告 3	取組み の交流	ま と め		交 流 会
------------	----------	--------	---------	---------	--------	------------	---------	------------	-------------	--	-------------

交流会

※希望者のみ・事前申込制(参加費1,000円)

軽食とソフトドリンクをご用意し、各地から参加された方々の交流会を行います。

参加のお申し込み

- 定員 200名
- 参加費 1万5,000円(資料1冊付き) ※地方議員以外の方も参加いただけます
キャンセル料=8月16日以降 1万円 8月20日以降 1万5,000円
- 資料のみ追加購入 1冊1,000円
- お弁当 1,500円(お茶付き)(8月12日以降のキャンセルはご遠慮ください)
- 交流会(希望者のみ・事前申込制) 参加費1,000円(軽食・ソフトドリンク付き)
- 問合せ先 seihokaigi@gmail.com
- 参加のお申込み(締切:8月10日まで) 下記のURL 又はQR コードから入力フォームに入力してください。

参加申し込み QR コード



<https://pro.form-mailer.jp/fms/4b23d49b312726>

共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

10:00～11:30 記念講演 1

データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響

生活保護は全国共通の制度ですが、自治体ごとに運用や保護動向には大きな違いがあります。本講演では、全国の行政資料を分析し、地域ごとの特徴をデータで可視化。地方自治体の制度運用の実態を掘り下げ公平な制度運用のための議会質問の視点を示します。

講師：桜井 啓太（さくらい けいた）さん 立命館大学産業社会学部准教授。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授を経て、現職。著書に『子育て罰』（共著、光文社新書）、『自立支援』の社会保障を問う生活保護・最低賃金・ワーキングプア（法律文化社）など。

11:30～12:30 基調報告

保護基準の引上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る～生活保護の最新情勢から

コメや野菜の急騰の中、生活保護基準は、ここ10年来大幅な引下げが続き、2025年度は、わずか月500円アップにとどまりました。利用者は厳しい生活を強いられ、その数も減少し続けています。いのちのとりで裁判の最高裁判決が本年7月までに見込まれる今、生活保護をめぐる最新情勢を整理し国と自治体行政の役割を考えます。

講師：吉永 純（よしなが あつし）さん 花圃大学教授。全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、生活保護ケースワーカー等 12 年半の現場経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

13:30～14:00 報告 1

自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること

「生活保護は権利です」と広報されますが、本当に権利になっているのでしょうか。一部の自治体だけではなく、制度の利用を不当に阻まれ、自治体に相談することすら諦めたりしている実態が後を絶ちません。生活保護を本当の権利にするために、違法・不適切な制度運用を是正しなければなりません。議会活動に役立つ視座を提供します。

講師：田川英信（たがわ ひでのぶ）さん 社会福祉士。東京・世田谷区で生活保護のケースワーカー・査察指導員を歴任。実務経験を活かし、生活保護を本当の権利にするために各種相談会で活動中。生活保護問題対策全国会議事務局次長。

14:00～14:30 報告 2

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！

生活保護での自動車の保有・利用は厳しく制限されているため、地方で生活保護を利用する上での高いハードルになっています。しかし、三重県鈴鹿市での裁判や様々な運動により、保有が認められた自動車の利用については大幅な緩和を勝ち取ることができました。この経過を振り返り、残された課題改善の道筋を考えます。

講師：太田伸二（おおた しんじ）さん 弁護士。日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。山形県庁でケースワーカーを経験。生活保護の自動車保有問題を争う、鈴鹿市事件の代理人。

14:40～15:40 記念講演 2

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

現在の生活扶助改定方式には生存を維持する「絶対水準」を割り込むリスクがあり、また、住宅扶助基準も地域の実態家賃が保障されているとは言い難い状況です。制度の歴史に詳しく、新マーケット・バスケット方式やエンゲル方式での推計にも取り組んだ第一線の研究者から、歴史と現状を踏まえ、あるべき姿を示唆していただきます。

講師：岩永理恵（いわなが りえ）さん 日本女子大学教授。東京都立大学で博士課程修了（社会福祉学）、2005 年に神奈川県立保健福祉大学、2015 年から日本女子大学、2023 年から現職。著書に、『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析』、『生活保護と貧困対策』など。

15:40～16:00 報告 3

いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告

2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」。行政訴訟としては異例の勝訴率の中、春の高裁判決ラッシュを受けて本年7月までに最高裁判決の言い渡しが見込まれます。原告の声とともに最新の状況をご報告します。

講師：小久保哲郎（こくぼ てつろう）さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長。大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部部長代行。ホームレス問題への取り組みを契機に生活困窮者、生活保護利用者に関する法律相談や裁判に取り組んできた。

16:00～16:30 取組みの交流

地方議会での意見書採択等の取り組み交流

生活保障法の制定、生活保護基準引上げ、夏季加算の創設、エアコン設置費助成など、国政マターである課題について、地方でどのように取り組むか。意見書採択運動や地方での生活保護行政改善に向けた取組みについて、地方議員の方々の経験交流を行います。

16:30～16:40 まとめ

講師：尾藤 廣喜（びとう ひろき）さん 弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事。1970年厚生省入省。1975年京都弁護士会に登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。